

保険課からのお知らせ

●国民健康保険被保険者証が12月から切り替わります

問い合わせ 保険課保険係 ☎38-2035

現在お持ちの国民健康保険被保険者証の有効期限は、11月30日です。12月1日からの新しい被保険者証は、11月上旬から簡易書留郵便で順次お届けします。
 ※12月1日以降に75歳の誕生日を迎えるかたは、有効期限が誕生日の前日までとなります。75歳の誕生日からは、別途、市からお送りする後期高齢者医療被保険者証をお使いください。
 ※退職者医療制度の適用は、退職被保険者(被保険者証に「退本人」または「退扶養」の表示のあるかた)が65歳となる月の月末までです。(ただし、「退本人」表示のかたの適用が終了する場合、「退扶養」表示のかたは65歳未満でも本人と同じ日付で終了となります。)
 現在の被保険者証が「退本人」「退扶養」表示で、平成25年12月1日までに適用が終了するかたの被保険者証は、「一般」表示でお送りします。

【重複加入や加入もれはありませんか】

国民健康保険にご加入のかたが、他の健康保険へ加入されたときなどは、国民健康保険から脱退する届け出が必要で、届け出がない場合は、保険料の重複が生じたり、国民健康保険被保険者証を提示して医療機関で受診された際の医療費の返還を求めることがありますのでご注意ください。

また、現在芦屋市に在住し、他の健康保険に加入していないかたは、国民健康保険への加入が義務づけられています。速やかに加入の届け出をしてください。

【こんなときは14日以内の届け出を】

	こんなとき	必要なもの(共通)	個別に必要なもの
脱退	芦屋市から転出するとき	・印鑑 ・被保険者証(カード)	在学証明書または学生証の写し(就学のため芦屋市を離れるかた)
	他の健康保険へ加入したとき	・高齢受給者証(70歳から74歳までのかた)	他の健康保険の被保険者証(脱退されるかた全員分)
加入	芦屋市に転入したとき	・印鑑 ・年金証書(60歳から64歳までのかた)	
	他の健康保険を脱退したとき		健康保険資格喪失証明書

●ジェネリック医薬品希望カードをご利用ください

問い合わせ 保険課管理係 ☎38-2035

ジェネリック医薬品とは、これまで使われてきたお薬の特許が切れた後に、同等の品質で製造販売される低価格のお薬です。ジェネリック医薬品を希望される場合は、このたびお送りする被保険者証に同封しているジェネリック医薬品希望カードをかかりつけの医師や薬局の薬剤師に提示し、ご相談ください。

また、ジェネリック医薬品への切り替えによるお薬代の軽減効果の大きいかたを対象に、軽減効果の通知をお送りしていますので、ご活用ください。

●国民健康保険被保険者証に替えて短期被保険者証等を交付します

問い合わせ 保険課徴収係 ☎38-2226

国民健康保険料の負担の公平を図り、国民健康保険事業の健全な運営に資するため、納期限後1年を経過してもなお保険料に未納のあるかたには、被保険者証に替えて、短期被保険者証(4カ月の有効期限)や被保険者資格証明書(医療費全額自己負担後、一定割合を償還払い)を交付することになります。対象のかたには個別にご案内しますので、ご確認ください。

平成26年度 保育所入所児童の受け付け

問い合わせ 保育課 ☎38-2128

- 平成26年4月に保育所への入所を希望する児童の申し込みを受け付けます。
- 対象 市内在住で保護者が就労等のため保育できない家庭の児童(平成20年4月2日～平成25年12月20日生まれの児童)※12月21日～平成26年1月1日生まれの児童は上記へご相談ください。
- 申し込み 12月2日～20日(平日・執務時間内)に上記へ※申込書等は11月5日(月)から保育課で配布します。(市ホームページにも掲載しています。)
 ※郵送での受け付けはできません。
 ※書類不備の場合は受け付けできません。
- その他 平成26年2・3月入所希望のかたはなるべく4月入所と一緒に申し込みください。(25年度と26年度の書類の内容が違います。)

夜間(17:00～9:00)水道修理事当番表【11月】

水道の修理は「芦屋市指定給水装置工事事業者」へ

	店名	TEL	当番日
●平日の昼間は下記へおたずねください。	中央水道工務所	22-3552	1. 7. 20. 26
	原田商会	22-0706	2. 8. 14. 27
●土曜日・日曜日・祝日は市役所(☎31-2121)へおたずねください。	越智商会	22-3708	3. 9. 15. 21
	(株)大阪商会	22-4446	4. 10. 16. 22. 28
●夜間の修理は右の業者が待機しています。	西岡設備工業所	22-6900	5. 11. 17. 23. 29
	前忠工業(株)	31-8548	6. 12. 18. 24. 30
	(株)神明商会	22-3565	13. 19. 25

問い合わせ 水道工務課 ☎38-2083

子どもたちの携帯電話

インターネットに潜む危険

～その仕組みを知ることで防げる被害・心の痛～

- 日時 11月24日(日)午後1時30分～午後3時(受け付けは1時から)
- 会場 市民センター401室
- 内容&講師 ①「成年後見制度の概要と活用方法」全国消費生活相談員協会・鈴木憲子氏②「工事トラブルを防ぐには」兵庫県建築士事務所協会阪神支部・渡部明氏③「消費生活・金融トラブル」兵庫県金融広報委員会金融広報アドバイザー・水嶋ひろみ氏 ■定員 市内在住・在勤、先着30人(3回とも受講できるかた)
- 申し込み 下記へ

問い合わせ 経済課 ☎38-2179

くらしのセミナー

～楽しくするための消費者教室に参加しませんか～

- 日時 ①11月15日(金)②22日(金)③29日(金)<全3回>午後1時30分～3時 ■会場 男女共同参画センター
- 内容&講師 ①「成年後見制度の概要と活用方法」全国消費生活相談員協会・鈴木憲子氏②「工事トラブルを防ぐには」兵庫県建築士事務所協会阪神支部・渡部明氏③「消費生活・金融トラブル」兵庫県金融広報委員会金融広報アドバイザー・水嶋ひろみ氏 ■定員 市内在住・在勤、先着30人(3回とも受講できるかた)
- 申し込み 下記へ

問い合わせ 消費生活センター ☎38-2179

第8回

芦屋市花と緑のコンクール受賞者決定

「庭園都市あしやを推進するために」第8回芦屋市花と緑のコンクールの募集をしたところ(個人部門)五名(学校園店舗会社部門)五名(コミュニティ部門)十七名の合計二十七名の応募がありました。その中から今回受賞されたかたは次のとおりです。表彰式は十月十三日(日)に市役所で行われました。

- 【市長賞】 個人部門 藤原順一さん
- 【二位】 個人部門 濱田千代子さん
- 【一位】 個人部門 学校園店舗会社部門 濱風幼稚園 越智工務店
- 【二位】 コミュニティ部門 芦屋ハイタウンガールズランド(花冠)
- 【一位】 個人部門 山岡英夫さん
- 【二位】 コミュニティ部門 東山町自治会美化推進(花づくり)部会
- 【一位】 個人部門 ギャラリー11樹 ※該当なしについては記載していません。
- 【二位】 コミュニティ部門 ラーベセテラ芦屋 管理組合園芸部



第8回 花と緑のコンクール 表彰式

11月9日は「119番の日」

問い合わせ 消防本部警防課通信担当 ☎32-2345

【いざというときの備えが大切】

電話機のそばに自宅の場所や電話番号などの必要事項を書いたメモを貼っておくなど、落ち着いて正確な通報ができるよう心がけてください。

【119番の正しい利用の仕方】

《最初に、火事か救急の別をはっきりと》「火事です。」または「救急です。」とはっきり伝えましょう。《発生場所の情報は的確に》住所は正しく、目印になるビルや公園などの目標物を伝えましょう。《火事・事故等の状況》火事・事故等の状況を正確に伝えましょう。《通報者の氏名・連絡先を明確に》「私の名前は、〇〇です。」「電話番号は、△△-■■■■です。」と伝えましょう。

【携帯電話での119番通報】

市内から携帯電話で119番をすると芦屋市消防本部につながります。ただし、市境では、アンテナ設置位置の関係で他都市に入る場合があります。携帯電話で119番をするときは、必ず災害場所の市町名を伝えてください。

【Eメール119番通報】

- 「Eメール119番通報」は、市内在住・在学・在勤の聴覚障がいや音声・言語機能に障がいのあるかたが対象で、事前に消防本部への利用登録が必要です。
- 通報は、市内(例外:隣接市境界付近で芦屋市かどうか不明な場合)での火災・救急その他の災害等に限りです。他市での通報には利用できません。
- 「Eメール119番通報」は、緊急通報用システムのため、一般の問い合わせ等には利用できません。

リユース・フェスタ家具の再利用のご案内

問い合わせ 環境施設課 ☎32-5391

粗大ごみとして収集した家具を再利用していただくために、簡単に修理・補修したものを展示し希望者に無料でお譲りします。同時に、本の交換会も実施します。

■日時 11月15日(金)・16日(土)・17日(日)午前10時～正午・午後1時～3時 ■会場 環境処理センターリサイクル棟2階展示室 ■申し込み 1世帯1品目の申し込みに限ります。官製はがきを持参の上、希望の品物を申し込んでください。※重複・代理等の申し込みはできません。 ■抽選 希望の品物に重複して申し込みがある場合は抽選となります。 ■抽選日 11月17日(日)午後3時15分～※抽選結果は、はがきで通知します。 ■引き取り 11月30日(土)・12月1日(日)午前10時～正午・午後1時～3時※家具の引き取りはご自身でお願いします。※決められた日時に引き取りのない場合は、権利を辞退したものとします。

平成25年度 まちづくり懇談会

芦屋市自治会連合会主催の「まちづくり懇談会」が開催されます。本市からは市長・副市長・教育長ほか部長級以上の職員が、警察署からは生活安全課長・交通課長が出席し、まちづくりに関する身近な問題について、市内自治組織代表や市民の皆さんと意見交換を行います。

■日時 11月11日(月)午後2時～4時30分
 ■会場 市民センター401室



問い合わせ 自治会連合会事務局 ☎38-2007(市民参画課内)

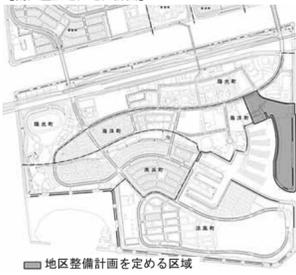
南芦屋浜地区地区計画の変更原案を縦覧します

問い合わせ 都市計画課 ☎38-2073

■縦覧件名 阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)地区計画の変更都市計画南芦屋浜地区地区計画(芦屋市決定)案

■変更対象地区 南芦屋浜地区(右図参照) ■縦覧期間 11月5日～19日まで(平日の執務時間内) ■縦覧場所 都市計画課(市役所北館3階) ■意見書 この案について、土地に関する利害関係者は縦覧期間中に芦屋市長宛に意見書を提出することができます。意見書は個人情報以外は都市計画審議会の資料として公表されます。 ■意見書提出先 上記の縦覧場所に提出してください。

【南芦屋浜地区地区計画】



都市再生整備計画の事後評価原案を公表します

問い合わせ 都市計画課 ☎38-2073/☎38-2164/
 ☒info@city.ashiya.lg.jp(〒659-8501 住所不要)

市では、南芦屋浜地区において、都市再生整備計画に基づく事業を平成21年度から進めているところですが、今年度が事業の最終年度となることから、事後評価の原案を作成しましたので次のとおり公表します。

■公表期間 11月5日～19日 ■閲覧場所 市ホームページおよび都市計画課(市役所北館3階) ■意見等も受け付けますので、持参・郵便・ファクス・Eメールのいずれかにより、上記へ提出してください。 ※個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

不動産公売のお知らせ

問い合わせ 債権管理課 ☎38-2130

市税の滞納により差し押さえた不動産について、公売会を行います。入札はどなたでも参加できます。

【公売物件:土地および家屋】
 ■所在 山手町14番12 ■地目 宅地 ■地積 140.50㎡ ■種類 居宅・車庫
 ■構造 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 ■床面積 1階48.50㎡、2階40.75㎡、3階50.13㎡

【公売日時】
 ■日時 11月28日(木)午後2時20分入札開始 ■場所 市役所北館2階・会議室3 ※公売物件等の詳細は、公売広報、市のホームページを参照してください。 ※納付等により中止になる場合があります。

平成26・27年度 競争入札参加のための業者登録について

市(上下水道部および芦屋病院含む)が発注する競争入札に参加するには、あらかじめ登録が必要です。登録の受け付けは2年に1回(年度途中の新規登録は行っていません)です。競争入札に参加希望のかたは、各期間中に申請書を下記へご郵送ください。

【物件等(印刷・役務提供含む)、測量・建設コンサルタント等】
 ■申請書配布 11月5日～12月10日(平日・執務時間内)
 ■申請書受付 11月11日～12月10日<必着>
 【建設工事】
 ■申請書配布 12月13日～平成26年1月30日(平日・執務時間内)

■申請書受付 12月20日～平成26年1月30日<必着>
 ※申請書は、契約検査課窓口(執務時間内)または市ホームページから入手できます。
 ※申請書は郵送のみの受け付けとなりますので、ご注意ください。

問い合わせ 契約検査課 ☎38-2012(〒659-8501 住所不要)

市民委員募集

第7次芦屋すこやか長寿プラン21策定委員会

平成27年度からの「第7次すこやか長寿プラン21」に市民の皆さんの意見を反映するため、「市民委員」を次のとおり募集します。



■資格 11月1日現在、市内に住所を有する満年齢20歳以上のかた ■人数 2人以内 ■任期 平成26年2月～平成27年3月末まで(平日または土・日の昼間に1回2時間程度、全5回程度開催の予定) ■報酬 規定に基づき委員報酬および市内で電車・バスを利用されるかたには交通費を支給

■応募方法 住所・氏名・電話番号・生年月日・性別を記入の上、「芦屋市の高齢者施策と介護保険事業計画の見直しにおいて必要なこと」に関する作文(800字以内・様式自由)を添付し、11月11日～29日の間に、郵送・ファクスまたはEメールで、高齢福祉課へ。 ※応募原稿は返却しません。 ■選考 策定委員会委員(市民枠)推薦委員会にて決定します。結果は本人宛に通知します。

問い合わせ 高齢福祉課 ☎38-2044/☎38-2160

介護保険課 ☎38-2024

☒info@city.ashiya.lg.jp(〒659-8501 住所不要)

市民委員募集

芦屋市障害者(児)福祉計画(第6次中期計画) 芦屋市障害福祉計画(第4期)策定委員会

平成27年度からの次期計画の策定にあたり市民の皆さんの意見を反映するため、「市民委員」を次のとおり募集します。

障害者(児)福祉計画は、障がいのあるかたが地域の中で自立した生活を送るための地域生活支援や社会参加の促進・安心して生活を送るための各種施策の方向性等について策定するものです。障害福祉計画では、必要な各種サービス見込みやその確保のための方策等を図が示す基本指針に基づき策定します。

■資格 11月1日現在、市内に住所を有する満年齢20歳以上のかた ■人数 2人以内 ■任期 平成25年12月～平成27年3月まで(平日または土・日の昼間に1回2時間、全5回程度開催の予定)詳細は委員会で決定 ■報酬 規定に基づき委員報酬および市内で電車・バスを利用されるかたには交通費を支給

■応募方法 住所・氏名・電話番号・生年月日・性別を記入の上、「障がいのある人が地域で自立した生活を送るために必要なこと」に関する作文(800字以内・様式自由)を添付し、11月15日(金)までに、郵送・ファクスまたはEメールで、下記へ。 ※応募原稿は返却しません。 ■選考 策定委員会委員選考委員会で決定します。結果は本人宛に通知します。

問い合わせ 障害福祉課

☎38-2043/☎38-2160/☒info@city.ashiya.lg.jp(〒659-8501 住所不要)

市民委員募集

社会教育委員の会議

社会教育法に定める市の事務について、市民の皆さんの意見を反映するため、「市民委員」を次のとおり募集します。

■資格 市内に住所を有する、応募時の年齢が満年齢20歳以上のかた ※現在3つ以上の附属機関等の委員に委嘱されているかたは応募できません。

■人数 2人以内

■任期 平成26年2月1日～平成27年3月31日まで(平日の昼間に1回2時間程度、年間6回程度の会議を開催)

■報酬 規定に基づき委員報酬および市内で電車・バスを利用されるかたには交通費を支給

■応募方法 市ホームページでダウンロードまたは生涯学習課・市役所北館1階受付で配布している応募用紙に、必要事項を記入の上、「芦屋市の社会教育について」をテーマとした作文(800字程度)を添付し、11月15日(金)までに、郵送(当日必着)または持参(執務時間内)で下記へ。 ※応募原稿は返却しません。 ■選考 選考委員会で決定します。

問い合わせ 生涯学習課 ☎38-2091(〒659-8501 住所不要)

市税の封筒に「有料広告」を募集

問い合わせ 課税課管理係 ☎38-2015

【掲載対象】 ①市税納税通知書郵送用封筒 約6万枚/1枠20万円～
 ②督促状・催告書郵送用封筒 約3万5,000枚/1枠12万円～

【申し込み】 申込書・完全版下原稿を、12月2日(月)までに上記へ提出 ※詳しくは、市ホームページを参照してください。